

2 事業者自主測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法の規定により、特定施設の設置者から報告があった自主測定結果の概要は次のとおりです。なお、今回の報告施設数については、平成28年度測定分及び平成28年度分として測定日程を調整し、平成29年4月に測定したものです。

(1) 測定結果について

ア 排出ガス、焼却灰、ばいじん（単位 排出ガス：ng-TEQ/m³N、焼却灰・ばいじん：ng-TEQ/g）

特定施設名			報告対象施設数	報告施設数	休止等施設数 (未着工等を含む)	その他施設数**	測定結果		基準値	
							最小	最大		
廃棄物焼却炉	新設*	4t/h以上	1	0	1	0	—	—	0.1	
		2～4t/h	5	5	0	0	0.00000018	0.15	1	
		2t/h未満	44	31	10	3	0	3.4	5	
	既設*	4t/h以上	0	0	0	0	—	—	1	
		2～4t/h	16	12	4	0	0.0032	1.6	5	
		2t/h未満	66	50	14	2	0	10	10	
	計			132	98	29	5	—	—	
	焼却灰			130	96	29	5	0	20	
	ばいじん			108	74	29	5	0	13	

(*) 新設：法施行（平成12年1月15日）より後に設置した施設

既設：法施行（平成12年1月15日）日に設置されていた施設

(**) 分析中、測定日程調整中等の施設を計上しています。

イ 排水（単位 排水：pg-TEQ/L）

特定施設名	報告対象施設数	報告施設数	休止等施設数	測定結果		基準値
				最小	最大	
廃棄物焼却炉における廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	7	6	1	0.000039	0.12	10
クラフトパルプ又はサルファイトパルプ製造用に供する塩素系漂白施設	2	1	1	0.0085	0.0085	10

(2) 基準の適合状況について

報告があった施設、事業場については、全て基準に適合しています。